

令和2年5月28日

各支給認定保護者の皆様

三根みどり保育園  
園長 古賀 利郎  
(公 印 省 略)

#### 令和元年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和元年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定こどもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和元年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

み子第210号  
令和2年5月22日

三根みどり保育園長 様

みやき町長 末安 伸之



令和元年度の公定価格の額について

貴施設における令和元年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

単位：円

	乳児		1・2歳児		3歳児		4・5歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	188,340	184,130	110,150	105,940	59,680	55,470	44,260	40,050
5月	188,300	184,090	110,110	105,900	59,640	55,430	44,220	40,010
6月	188,220	184,010	110,030	105,820	59,560	55,350	44,140	39,930
7月	188,110	183,900	109,920	105,710	59,450	55,240	44,030	39,820
8月	188,090	183,880	109,900	105,690	59,430	55,220	44,010	39,800
9月	188,000	183,790	109,810	105,600	59,340	55,130	43,920	39,710
10月	188,260	184,040	109,970	105,750	54,940	50,720	39,500	35,280
11月	188,260	184,040	109,970	105,750	54,940	50,720	39,500	35,280
12月	188,320	184,100	110,030	105,810	55,000	50,780	39,560	35,340
1月	188,320	184,100	110,030	105,810	55,000	50,780	39,560	35,340
2月	188,280	184,060	109,990	105,770	54,960	50,740	39,520	35,300
3月	189,580	185,360	111,290	107,070	56,260	52,040	40,820	36,600

※施設型給付費については、保護者に対する個人給付としての性質を持っていますが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法律に基づき町から施設に対し直接支払いが行われます。（法定代理受領）